# 足寄町水防計画

平成３０年３月

足　寄　町

# 沿　　革

| | | |
|---|---|---|
| 平成　６年 | １月 | 足寄町水防計画　策定 |
| 平成１７年 | ２月 | 改定 |
| 平成２４年 | ２月 | 改定 |
| 平成３０年 | ３月 | 改定 |

# 目　　次

第１章　総則
　第１節　目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
　第２節　用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
　第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・・　３
　第４節　安全配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第２章　予報及び警報等の伝達
　第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等・・・・・・・・・・・　５
　第２節　水防活動の利用に適合する予報及び警報等・・・・・・・・・・・・・　５
　第３節　水防警報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
　第４節　水位情報の通知及び周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
第３章　雨量・水位等の通報・公表
　第１節　水位の通報・公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
　第２節　水防管理者等の情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第４章　ダム操作・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
第５章　通信連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
第６章　水防施設及び輸送
　第１節　水防倉庫及び水防資機材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　第２節　輸送の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第７章　巡視、警戒及び重要水防箇所
　第１節　巡視及び警戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
　第２節　重要水防箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第８章　水防組織
　第１節　足寄町の水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
第９章　水防活動
　第１節　非常配備体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　第２節　警戒区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　第３節　水防作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　第４節　避難のための立退き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　第５節　決壊通報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　第６節　水防解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第10章　協力及び応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
第11章　水防信号、水防標識及び身分証票
　第１節　水防信号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　第２節　水防標識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　第３節　必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票・・・・・・・・・・・２５
第12章　費用負担と公用負担
　第１節　費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　第２節　公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第13章　水防報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
第14章　水防訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第15章　災害補償等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
第16章　水防協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
第17章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置・・・・・・３１

# 第１章　総　　則

## 第１節　目的

本計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号（以下「法」という。））第３３条第１項の規定に基づき、本町の水防事務を円滑に推進するため必要な事項を規定し、洪水その他により災害が発生し、又は発生するおそれのある場合にこれを警戒・防御し、被害を軽減することを目的とする。

## 第２節　用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

| | | |
|---|---|---|
| １ | 水防管理団体 | 水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第２条第２項）。 |
| ２ | 指定水防管理団体 | 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第４条）。 |
| ３ | 水防管理者 | 水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第２条第３項）。 |
| ４ | 消防機関 | 消防組織法（昭和22年法律第226号）第９条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第２条第４項）。 |
| ５ | 消防機関の長 | 消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第２条第５項）。 |
| ６ | 水防団 | 法第６条に規定する水防団をいう。 |
| ７ | 量水標管理者 | 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第２条第７項、法第10条第３項）。 |
| ８ | 水防協力団体 | 水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第１項）。 |
| ９ | 洪水予報(指定河川) | 流域面積が大きい河川であって、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の２第２項及び第３項）。 |
| 10 | 水防警報（指定河川等） | 洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報指定河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第２条第８項、法第16条）。 |
| 11 | 水位周知(指定河川) | 洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知及び周知をいう（法第13条）。 |
| 12 | 水防団待機水位（通報水位） | 洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第１項に規定される通報水位(指定水位)）をいう。 |

| | | |
|---|---|---|
| 13 | はん濫注意水位（警戒水位） | 水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第２項に規定される警戒水位）。 |
| 14 | 避難判断水位（警戒水位） | はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位をいう（法第12条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）。 |
| 15 | はん濫危険水位 | 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位をいう。（法第13条第1項及び第2項） |
| 16 | 重要水防箇所 | 過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所をいう。 |
| 17 | 浸水想定区域 | 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川整備の計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第14条）。 |

## 第３節　水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関係のある機関等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

### １　水防の責任

(1)　足寄町の水防責任

足寄町は、その区域における水防を十分に果たす責任を有する（法第３条）。

(2)　北海道の水防責任

北海道は、道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第３条の６）。

### ２　処理すべき事務又は業務の大綱

(1)　足寄町（水防管理団体）

ア　（消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合）水防団の設置（法第５条）
イ　水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）
ウ　平常時における河川等の巡視（法第９条）
エ　水位の通報（法第12条第１項）
オ　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
カ　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の３）
キ　消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
ク　警戒区域の設定（法第21条）
ケ　警察官の援助の要求（法第22条）
コ　他の水防管理者又は市町村長への応援要請（法第23条）
サ　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
シ　公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条）
ス　避難のための立ち退きの指示（法第29条）
セ　水防協力団体の指定（法第36条）

(2)　足寄町防災会議

浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）

(3)　北海道

ア　指定水防管理団体の指定（法第４条）
イ　水防計画の策定及び要旨の公表（法第７条第１項及び第７項）
ウ　指定水防管理団体の指定（法第４条）
エ　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２）
オ　気象予報及び警報の伝達（法第10条第３項）

カ　洪水予報の発表及び通知（法第10条第３項、第11条第１項）
キ　水位の通報及び公表（法第12条）
ク　水位周知河川の到達情報の通知及び周知（法第13条第２項及び第３項）
ケ　洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第１項、第２項及び第３項）
コ　水防警報の発表及び通知（法第16条第１項、第２項及び第３項）
サ　避難のための立ち退きの指示(法第29条)
シ　緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
ス　水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4)　指定水防管理団体

指定水防管理団体は、前項のほか次の事項を行わなければならない。

ア　消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第５条第２項）
イ　水防計画の策定、知事への協議及び要旨の公表（法第33条第１項、第２項及び第３項）
ウ　毎年の水防訓練の実施（法第32条の２）

(5)　国土交通大臣（北海道開発局）

ア　水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の２）
イ　洪水予報の発表及び通知（法第10条第２項）
ウ　水防警報の発表及び通知（法第16条第１項及び第２項）
エ　水位到達情報の通知及び周知（法第13条第１項）
オ　浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条第１項、第２項及び第３項）

(6)　気象庁長官（帯広測候所）

ア　気象予報及び警報の通知（法第10条第１項、気象業務法第14条の２第１項）
イ　洪水予報の発表及び通知（法第10条第１項及び第２項、法第11条第１項並びに気象業務法第14条の２第２項及び第３項）

(7)　量水標管理者

水位の通報及び公表（法第12条第１項及び第２項）

(8)　居住者等

水防活動への従事（法第24条）

## 第４節　安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

１　町長（水防管理者）は、従事する者の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。

２　町長（水防管理者）は、従事する見込みの者に対して、平常時から安全確保に関する知識を身につけさせるよう努めるものとする。

３　町長（水防管理者）は、従事する者の安全確保のため、ヘルメットやライフジャケット等の必要な装備品を着用させなければならない。

４　町長（水防管理者）は、水防作業を複数人で行わせなければならない。そのうち１人は専ら災害対策本部との連絡及び周囲の監視にあたる者を配置するよう努めるものとする。

５　町長（水防管理者）は、従事する者に気象情報その他の安全確保に必要な情報を適時発信しなければならない。

６　町長（水防管理者）は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため従事する者を適時交代させなければならない。

７　従事する者は、作業前に現地の地形等を把握し、活動中の不測の事態に備え、避難場所、避難経路、避難方法等を確認する。

８　従事する者は、自らの安全を確保できないと判断した場合は自身の安全を優先し、直ちに業務を中止して安全が確保できると判断できる場所まで退避するものとする。

退避完了後は速やかに災害対策本部又は所属長に状況を報告し、事後の指示を仰がなければならない。

（参 考 図）

# 水 防 法 に 定 め る 各 機 関 の 役 割

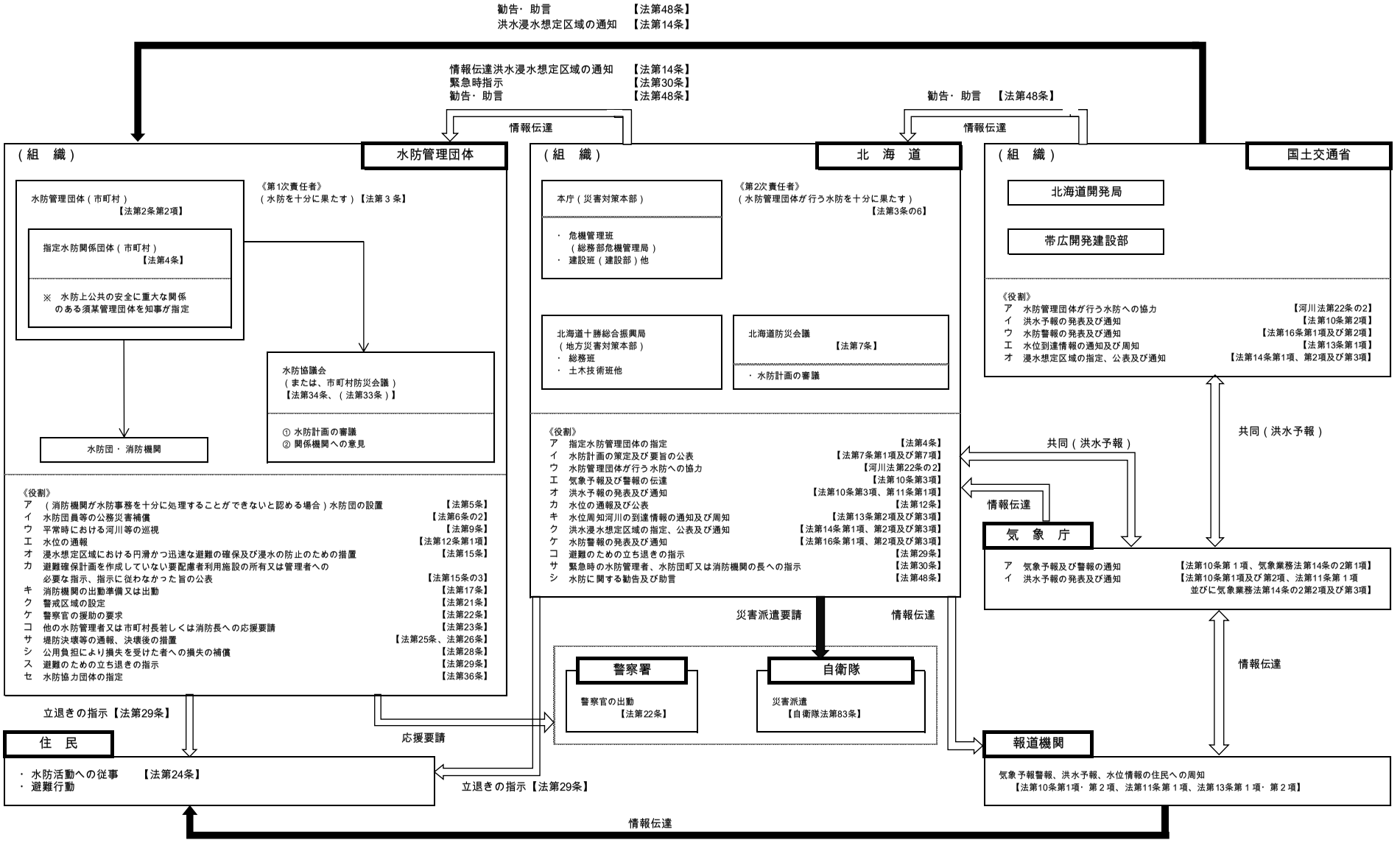

# 第２章　予報及び警報等の伝達

## 第１節　水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

| 区　分 | 種　　類 | 発表機関 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|
| 予報(注意報を含む)、警報、並びに情報等 | 大雨注意報、大雨警報<br>洪水注意報、洪水警報 | 気象官署<br>(札幌管区気象台、釧路地方気象台、帯広測候所) | 一般向け注意報及び警報の発表をもって代える |
| 洪水予報 | 注意報、警報、情報 | 北海道開発局<br>北海道<br>気象官署共同 | 指定河川について、水位又は流量を示して行う予報<br>(足寄町は洪水予報指定河川なし) |
| 水防警報 | 待機、準備、出動、指示、解除 | 北海道<br>(十勝総合振興局帯広建設管理部) | 指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表 |

## 第２節　水防活動の利用に適合する予報及び警報等

### １　水防活動の利用に適合する予報及び警報

法第10条第１項及び第２項、法第11条第１項並びに気象業務法第14条の２第１項、第２項及び第３項の規定により札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

(1)　水防活動の利用に適合する予報及び注意報の種類並びに内容

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

| 水防活動の利用に適合する注意報・警報 | 一般の利用に適合する注意報・警報 | 発令基準 |
|---|---|---|
| 水防活動用<br>気象注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されてときに発表される |
| 水防活動用<br>洪水注意報 | 洪水注意報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される |
| 水防活動用<br>気象警報 | 大雨警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される |
| | 大雨特別警報 | 大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表される |
| 水防活動用<br>洪水警報 | 洪水警報 | 大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想想されたときに発表される |

(注)１　注意報とは、気象現象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報をいう。

２　警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報をいう。

(2)　警報・注意報発表基準

| 情報区分 | | | 指数種別 | 指数基準 |
|---|---|---|---|---|
| 警報 | 大雨 | （浸水害） | 表面雨量指数基準 | 9 |
| | | （土砂災害） | 土壌雨量指数基準 | 138 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 利別川流域　50.2<br>美里別川流域　40.4<br>芽登川流域　11.7<br>足寄川流域　27.7<br>螺湾川流域　20.2 |
| | | | 複合基準 | 足寄川流域　5　・　27 |
| 注意報 | 大雨 | （浸水害） | 表面雨量指数基準 | 6 |
| | | （土砂災害） | 土壌雨量指数基準 | 77 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 利別川流域　40.1<br>美里別川流域　32.3<br>芽登川流域　9.4<br>足寄川流域　22.1<br>螺湾川流域　16.1 |
| | | | 複合基準 | 足寄川流域　5　・　22.1 |
| 記録的短時間大雨情報 | | | １時間雨量 | 90ｍｍ |

（気象庁が発表する特別警報）（参考）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

２　気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 地方情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、警報･注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、警報･注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(2) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

府県予報区内で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する情報。

(4) 土砂災害警戒情報

「大雨警報（土砂災害）」の発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報。降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象（技術的に予測が困難である地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象外）。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

これらの各種気象情報のうち、次のものを水防活動に利用する。

ア　台風に関する気象情報

イ　大雨に関する気象情報

ウ　記録的短時間大雨情報

エ　その他、水防活動に密接に関連する気象情報

3　水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

気象業務法第15条の規定により、道は、札幌管区気象台から法第10条第１項及び気象業務法第14条の２の規定による気象、洪水及び高潮等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、関係水防管理者に通知するものとする。

気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、防災情報提供装置により道及び関係機関に通知され、道から緊急防災情報ネットワークシステムにより関係水防管理者（関係市町村長）へ通知される。

また、東日本電信電話株式会社から警報事項が市町村に通知される。

水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達系統図は、次のとおりである。

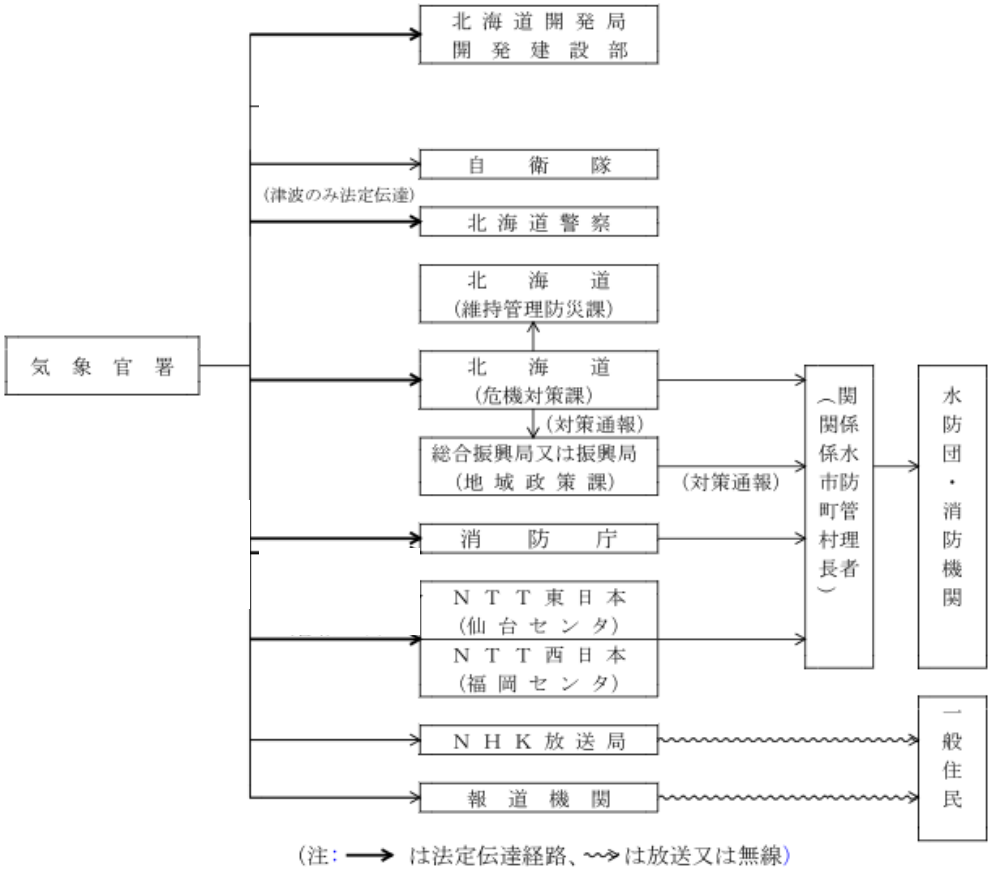


（注）(1)　気象官署

府県予報区担当官署：札幌管区気象台、釧路地方気象台、分担気象官署：帯広測候所

(2)　北海道開発局開発建設部

帯広開発建設部

(3)北海道

総務部危機対策局危機対策課、建設部土木局河川課

(4)　総合振興局又は振興局（地域政策課）

十勝総合振興局

(5)　ＮＨＫ放送局

帯広放送局

(6)海上保安署

担当機関なし

(7) 自衛隊
陸上自衛隊第５旅団第５特科隊
(8) 北海道警察
釧路方面本部警備課

第３節　水防警報

知事は、指定した河川について水防警報をしたときは関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

１　安全確保の原則

水防警報は、洪水等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保がはかられるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

２　水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

| 種 類 | 内　　容 | 発　表　基　準 |
|---|---|---|
| 待 機 | 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。<br>水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 | 気象予報・警報等又は河川状況により、特に必要と認めるとき。 |
| 準 備 | 水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 | 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。 |
| 出 動 | 水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 | 河川はん濫注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況によりはん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。 |
| 指 示 | 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（堤防から水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。 | 河川はん濫警戒情報等により、又は、既にはん濫注意水位を超え災害のおそれがあるとき。 |
| 解 除 | 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、又は当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。 | はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

３　国土交通大臣が行う水防警報

足寄町は、国土交通大臣指定の水防警報指定河川なし。

４　知事が行う水防警報

(1)　水防警報指定河川

本町の区域において、法第16条第１項の規定により、知事が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）は、次のとおりである。

| 河川名 | 基準水位観測所 | | | 水防警報区 | | 実施機関 | 水防警報を通知する関係水防管理者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 名称 | 河川位置 | 所在地 | 左 岸 | 右 岸 | | |
| 利別川 | 利別川陸別 | 幹川への合流点から 106.2km | 陸別町陸別西1線315-1地先 | 自 陸別町陸別原野分線24番2地先<br>至 足寄町旭町3丁目1番地先 | 自 陸別町ｸﾝﾈﾍﾞｯ2番66地先<br>至 足寄町北1条4丁目52番地先 | 十勝総合振興局帯広建設管理部 | 陸別町長<br>足寄町長 |
| | 利別川大誉地 | 幹川への合流点から 90.2km | 陸別町字上利別原野東1線212-12地先 | | | | |
| | 利別川足寄 | 幹川への合流点から 58.6km | 足寄町旭町3丁目1番地先 | 自 足寄町旭町1丁目1番地先<br>至 本別町上本別23番1地先 | 自 足寄町南1条5丁目6番地先<br>至 本別町栄町91番10地先 | 同上 | 足寄町長<br>本別町長 |
| 足寄川 | 足寄川 | 利別川への合流点から 0.5km | 足寄町旭町5丁目98番 | 自 足寄町上足寄120番地先<br>至 幹川への合流点 | 自 足寄町上足寄121番1地先<br>至 幹川への合流点 | 同上 | 足寄町長 |

(2) 伝達系統

知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。

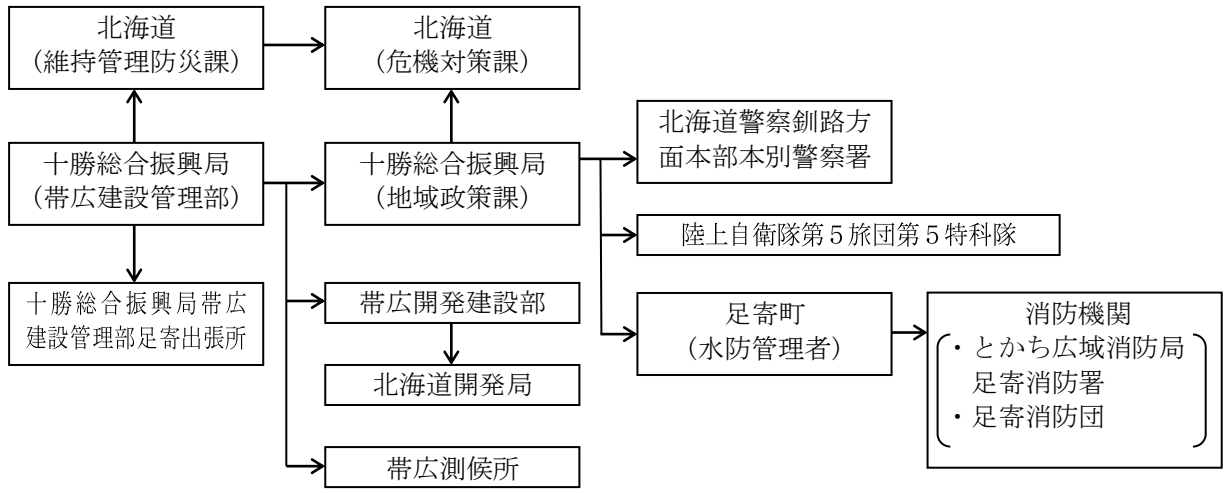


第４節　水位情報の通知及び周知

法第13条の規定により国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）について、水位が洪水特別警戒水位（法第13条第１項及び第２項）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

避難判断水位は、はん濫危険水位から住民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位であり、避難判断水位設定に当たっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報などを総合的に判断して決定するものとする。

１　国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知

足寄町は、国土交通大臣指定の水位周知河川なし。

２　知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 水位周知河川

本町の区域内において、法第13条第２項の規定により、知事が水位情報の通知を行う指

定河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、十勝総合振興局帯広建設管理部長とする。

| 河川名 | 水位周知観測所 | 地点 | | 延長 | | 通報水位（m） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 起点 ～ 終点 | | 上流端～下流端（kp） （kp） | 延長（km） | 計画高水位 | はん濫危険水位相当換算水位 | 避難判断水位 | はん濫注意水位 |
| 利別川 | 利別川大誉地 | 陸別町字上利別原野基線213番8地先 | 陸別町字上利別原野東一線205番10地先 | 48.2 47.4 | 0.8 | 159.31 | 159.31 | 158.78 | 158.42 |
| | 利別川足寄 | 足寄町北6条1丁目14番地先足寄橋下流端(右岸) | 足寄町南7条3丁目46番2地先(右岸) | 17.9 14.1 | 3.8 | 88.86 | 87.80 | 87.40 | 87.02 |
| 足寄川 | 足寄川 | 足寄町共栄町192番10地先共励橋下流端 | 幹川への合流点 | 0.6 0.0 | 0.6 | 87.38 | 87.38 | 86.95 | 86.54 |

(2) 水位情報の伝達系統図及び通知の様式

知事が行う水位情報の伝達は、水防警報の伝達系統図により行う。

# 第３章　雨量・水位等の通報・公表

## 第１節　水位の通報・公表

### １　雨量・水位の観測所

町内の主要な水位及び雨量の観測所、水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）等は、以下のとおりである。

| 河川名 | 種別 | 観測所名（所管） | 位置 | 通報水位（ｍ） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 水防団待機水位 | はん濫注意水位 | 避難判断水位 | はん濫危険水位 | 計画高水位 |
| 螺湾川 | 水位 | 螺湾川（北海道） | 螺湾66-5地先 | 152.38 | 152.99 | － | 153.67 | － |
| 利別川 | 水位 | 利別川（開発局） | 上利別（上利別橋地点） | － | － | － | － | － |
| 利別川 | 水位 | 利別川足寄（北海道） | 旭町3丁目4-1地先（両国橋地点） | 86.33 | 87.02 | 87.40 | 87.80 | 88.86 |
| 足寄川 | 水位 | 下足寄（開発局） | 下足寄（藤見橋地点） | － | － | － | － | － |
| 足寄川 | 水位 | 足寄川（北海道） | 旭町5丁目98地先（共励橋地点） | 85.78 | 86.54 | 86.95 | 87.38 | 87.38 |
| 足寄川 | 雨量 | 足寄川（北海道） | 旭町5丁目98地先（共励橋地点） | － | － | － | － | － |
| 螺湾川 | 雨量 | オンネトー（開発局） | 茂足寄番外地 | － | － | － | － | － |
| 足寄川 | 雨量 | 上足寄（北海道） | 上足寄10-1地先 | － | － | － | － | － |
| 十勝川管内 | 雨量 | 上螺湾（気象庁） | 上螺湾 | － | － | － | － | － |
| 利別川 | 雨量 | 大誉地（北海道） | 大誉地3-8地先 | － | － | － | － | － |
| 十勝川管内 | 雨量 | 足寄（気象庁） | 南１条 | － | － | － | － | － |
| 十勝川管内 | 雨量 | 柏倉（気象庁） | 喜登牛 | － | － | － | － | － |

### ２　水位の通報

北海道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

### ３　障害時の水位の通報

北海道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難いときはファクシミリ又は

電子メールにより行う。
(1)水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
(2)はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
(3)はん濫注意水位（警戒水位）を超え、再びはん濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
(4)はん濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
(5)水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
(6)上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

4　水位の公表

北海道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

法第12条第２項の規定により、水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

国土交通省「川の防災情報」
http://www.river.go.jp/
http://www.i.river.go.jp/（携帯電話用）
国土交通省　市町村向け「川の防災情報」
http://city.river.go.jp/
（注：ID･ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞにより利用、携帯電話用有り）

5　水位等通報系統図

本町に関係する、北海道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。

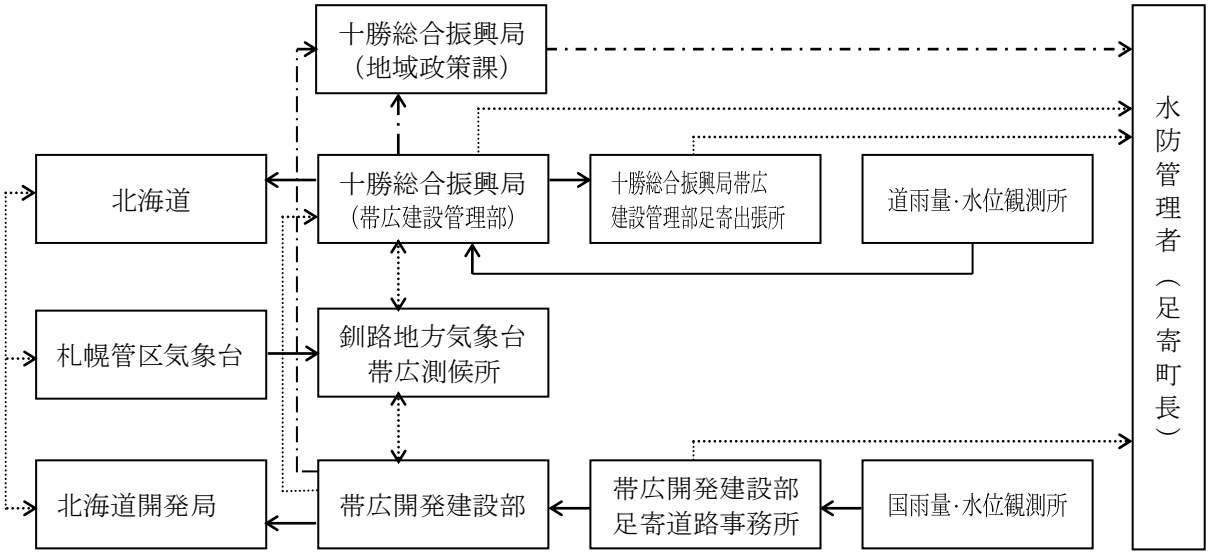


（注）――――　通常の系統
……　必要に応じ通報
－･－･－･－　障害時

6　雨量の通報

(1)　雨量の通報

北海道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

(2)　障害時の雨量の通報

北海道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

ア降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

イ　１時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

## 第２節　水防管理者等の情報収集

### １　気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

町長（水防管理者）又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

町長（水防管理者）又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの「防災気象情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1)　市町村向け情報提供

| 名　　称 | ホームページアドレス | 情報提供 |
|---|---|---|
| 国土交通省「市町村向け川の防災情報」(統一河川情報システム) | http://city.river.go.jp/（携帯電話用有り） | 雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等 |
| 防災気象情報提供システム | http://bosai.jmainfo.go.jp | 気象情報、解析雨量 |

(注) 貸与されたＩＤ・パスワードにより利用

(2)　一般向け情報提供

| 名　　称 | ホームページアドレス | 情報提供 |
|---|---|---|
| 国土交通省「川の防災情報」 | http://www.river.go.jp/<br>http://i.river.go.jp/（携帯電話用） | 雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等 |
| 北海道防災情報(防災対策支援システム) | http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/ | 気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス |
| 札幌管区気象台ホームページ | http://www.jma-net.go.jp/sapporo | 気象情報、解析雨量 |
| 気象庁ホームページ | http://www.jma.go.jp/jma/index.html | 気象情報、レーダー・ナウキャスト、解析雨量 |

# 第４章　ダム操作

１　ダム操作

(1)　利水ダム管理者は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和３９年法律第１６７号（以下「法」という。））に基づき河川管理者から承認を受けたダム操作規程等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第47条）。

(2)　ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。

(3)　ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。

(4)　河川管理者は、河川法第52条の規定により、洪水による災害の発生の防止、軽減を図るため、利水ダム管理者に対し、次の事項を指示することができるものとする。

ア　予備放流の指示

イ　貯留制限の指示

ウ　洪水調節の指示

エ　解除の指示

２　ダム情報系統図

本町に関連するダムの情報系統図は次のとおりである。

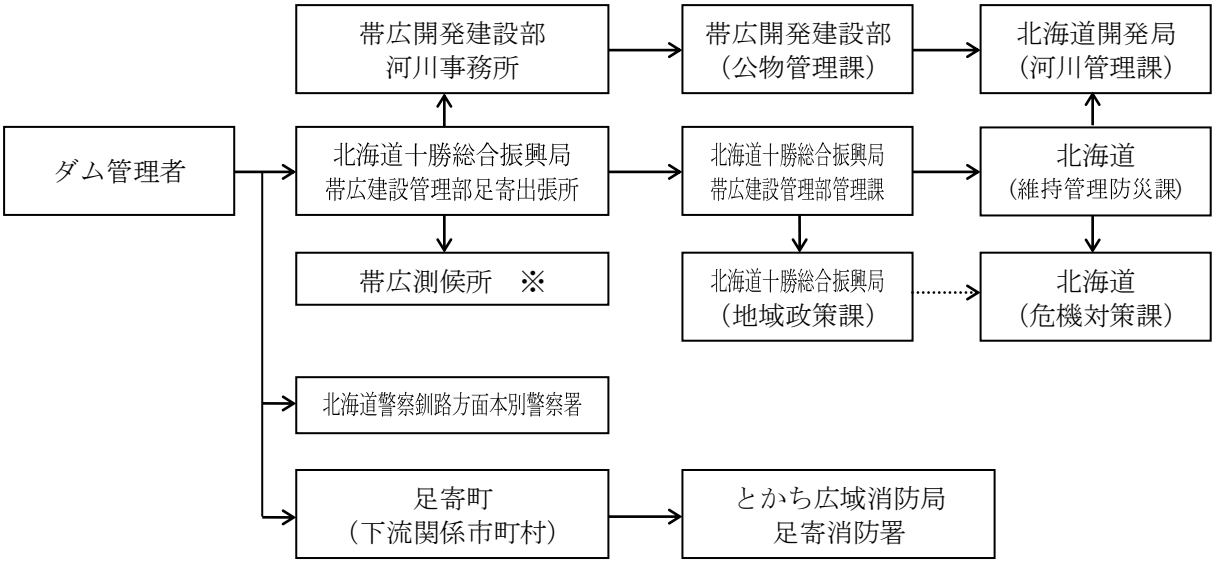


（注：　※印はゲート操作のあるダムの場合に限る。）

# 第５章　通信連絡

１　水防通信網の確保

(1)　通信連絡施設等の整備強化

足寄町（水防管理団体）及び北海道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2)　足寄町（水防管理団体）の通信施設

足寄町（水防管理団体）は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

なお、本町の通信連絡は、公衆電気通信設備によるほか、防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）により行うものとする。

(3)　北海道道の通信連絡

北海道の通信連絡は、基幹通信網である北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）及び公衆電気通信設備により行うものとする。

(4)　連絡責任者

足寄町（水防管理団体）及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

なお、本町における連絡責任者は総務課長とする。

２　「災害時優先通信」の利用

(1)　災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90％以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。

これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第２項及び電気通信事業法に基づき災害時優先通信を利用することができる。

(2)　災害時優先通信の申込方

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電気回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

３　電気通信設備の優先利用等

法第27条第２項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1)　北海道総合行政情報ネットワーク
(2)　北海道警察本部通信施設
(3)　北海道旅客鉄道株式会社通信施設
(4)　北海道電力株式会社通信施設
(5)　北海道開発局通信施設
(6)　第一管区海上保安本部通信施設
(7)　自衛隊通信施設

# 第６章　水防施設及び輸送

## 第１節　水防倉庫及び水防資機材

１　足寄町の水防資機材

本町の水防の備蓄状況は、別表１（参考資料１頁）のとおり。

２　水防資機材の調査等

水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

３　北海道の水防資機材

(1)　北海道の水防資機材

北海道は道有水防倉庫（防災資器材備蓄センター）に、水防管理団体を応援するための水防資器材を備蓄するものとする。

十勝総合振興局長は、所管の道有水防倉庫（防災資器材備蓄センター）の水防資器材の点検を随時実施するとともに、毎年５月末日に在庫調査を行い知事に報告するものとする。

十勝総合振興局長は、水防活動のために、水防資器材を払出したときは、水防活動終了後、点検を行い、その都度知事に報告するものとする。

北海道は、前記の報告に基づき、備蓄資器材の不足数を速やかに補充するものとする。

(2)　道有水防資器材の払出し

町長（水防管理者）は、水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、道有水防倉庫（防災資器材備蓄センター）を管理する十勝総合振興局長に道有水防倉庫の水防資器材の払出しを申請することができるものとする。

十勝総合振興局長は、次の各号に該当する場合には、道有水防倉庫の水防資器材を払い出すことができる。

ア　災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、市町村長又は消防機関の長から使用の要請があったとき。

イ　隣接振興局長から使用の要請があったとき。

ウ　十勝総合振興局帯広建設管理部長（出張所長を含む。）から使用の要請があったとき。

エ　その他十勝総合振興局長が必要と認めたとき。

## 第２節　輸送の確保

１　町長（水防管理者）の措置

町長（水防管理者）は、水防資器材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

２　輸送路線の確保

十勝総合振興局長及び帯広開発建設部長は、非常の場合における水防団員、消防団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、警察機関、市町村その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

３　輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、足寄町地域防災計画第５章第14節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

# 第７章　巡視、警戒及び重要水防箇所

## 第１節　巡視及び警戒

### １　河川等の巡視

法第９条の規定により、町長（水防管理者）、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者その他これに準ずる施設の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

### ２　非常警戒

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、水防に関係ある機関に対し通知するとともに、要水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに十勝総合振興局長及び河川管理者に報告するとともに速やかに水防作業を実施しなければならない。

監視に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

(1)居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
(2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
(3) 堤防上面の亀裂又は沈下
(4) 堤防から水があふれている状況
(5) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
(6) 橋梁その他の構築物と取付部分の異常

### ３　樋門、樋管及び内排水機の操作

(1)　樋門、樋管及び内排水機の操作

町長（水防管理者）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて内排水機の操作を行うとともに、樋門、樋管の操作管理人に対する開閉操作の指示を行うものとする。

なお、樋門、樋管については、操作管理人の判断で門扉の開閉操作を行わないよう周知徹底を図る。

(2)　樋門、樋管及び内排水機の設置場所

本町区域内の樋門、樋管及び内排水機の設置場所は、別表２（参考資料２頁）のとおり。

## 第２節　重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所（第１章第２節（用語の定義）16参照）を中心として随時区域内の河川等の巡視を行うとともに、特に出水期前及び洪水経過後においては、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておくものとする。

### １　北海道管理重要水防箇所

北海道管理河川における重要水防箇所は、以下のとおりである。

| 河川名 | 起点位置（km） | | 終点位置(km) | | 区域の延長 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 地区名･位置名称 | 距離 | 地区名･位置名称 | 距離 | 重要水防区域延長(km) | 重要度 | 築堤有無 |
| 利別川（右岸） | 川向(町)旧豊栄橋 | 14.10 | 南１条(国)両国橋 | 16.40 | 2.30 | A | 有 |

| 河川名 | 起点位置（km） | | 終点位置(km) | | 区域の延長 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 地区名･位置名称 | 距離 | 地区名･位置名称 | 距離 | 重要水防区域延長(km) | 重要度 | 築堤有無 |
| 利別川(右岸) | 南１条(国)両国橋 | 16.40 | 美盛(国)足寄橋から0.70km上流 | 18.50 | 2.10 | B | 無 |
| 利別川(左岸) | 旭町(町)青雲橋から0.2km下流 | 15.80 | 旭町(国)両国橋 | 16.40 | 0.60 | A | 有 |
| 利別川(左岸) | 旭町(町)青雲橋から1.0km下流 | 15.00 | 旭町(町)青雲橋から0.2km下流 | 15.80 | 0.80 | B | 有 |
| 足寄川(右岸) | 旭町利別川との合流点 | 0.00 | 旭町(町)藤見橋から0.4km下流 | 1.60 | 1.60 | B | 有 |
| 足寄川(左岸) | 旭町利別川との合流点 | 0.00 | 旭町(町)共励橋から0.4km下流 | 0.90 | 0.90 | B | 有 |
| 佐野川(両岸) | 北３条利別川との合流点 | 0.00 | 里見が丘(他)芳賀橋から0.5km上流 | 1.90 | 1.90 | B | 無 |
| 利別川(右岸) | 大誉地(町)誉橋から0.4km下流 | 50.50 | 大誉地(町)誉橋から0.3km上流 | 51.20 | 0.70 | A | 有 |

# 第８章　水防組織

## 第１節　足寄町の水防組織

足寄町災害対策本部条例（昭和37年条例第16号）及び足寄町地域防災計画第３章第３節「災害対策本部」の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとする。

なお、水防事務の総括は、総務課で行うものとする。

### １　足寄町の水防組織

#### (1)　警戒体制

町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、足寄町地域防災計画第３章第４節「非常配備基準」に照らして必要と認めるときは、情報の収集を行うとともに災害対策に円滑に移行できる警戒体制をとり、災害応急対策を実施する。

#### (2)　災害対策本部

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２の規定により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部設置基準に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

#### (3)　足寄町の水防組織

本町区域内の河川等で水防を必要とする箇所の警戒防護は、消防機関が行うものとする。

ア　消防機関の組織

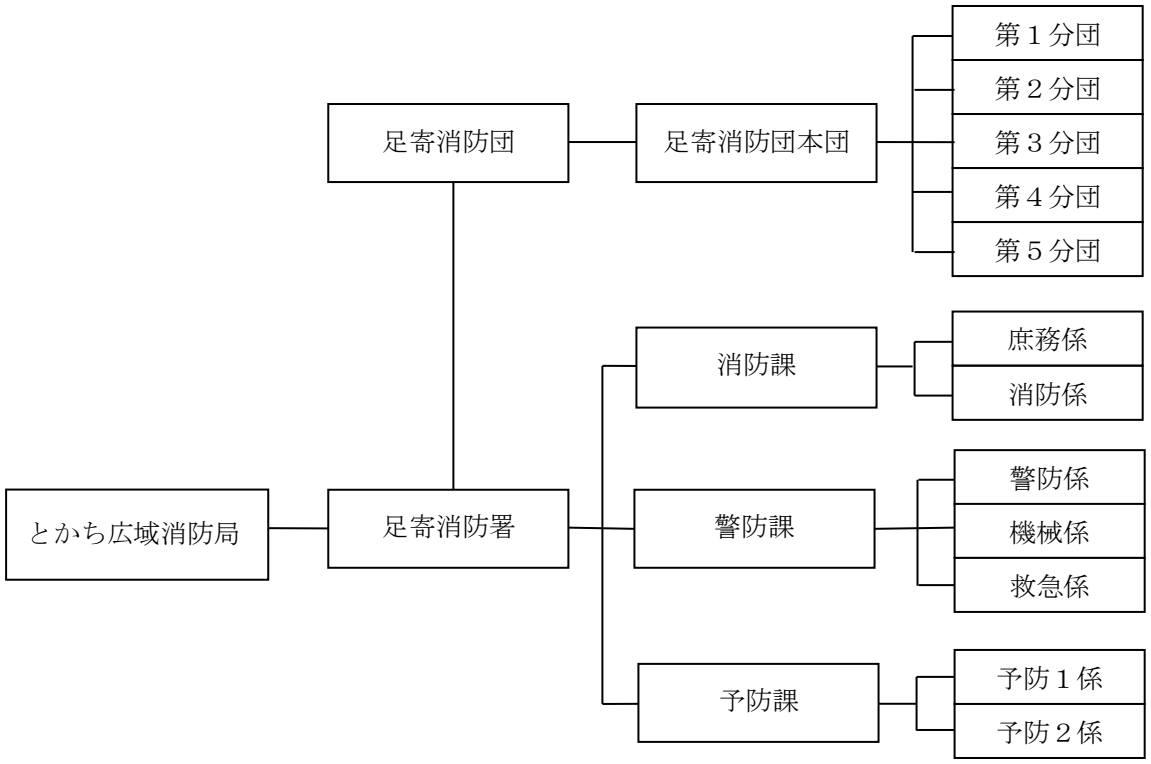


イ　消防団の水防区域の分担

本町の水防区域の消防団の分担は、次のとおりとする。また、配置する人員については、地区担当指揮者の計画による。ただし、分担区域以外の区域であっても消防組織の長が必要と認め指示したときは、直ちに出動し現地の水防活動にあたるものとする。

| 地　　区　　名 | 距離(km) | 担　当河川名 | 分団名 | 責　任　者 | 人員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 足寄市街両国橋から旧豊栄橋右岸 | 2.3 | 利別川 | 第１分団 | 第１分団長 | ４３ |
| 足寄市街両国橋上流 | 2.1 | | | | |
| 足寄市街両国橋から下流0.6km左岸 | 0.6 | | | | |
| 旭町、共励、川向 | 0.8 | | | | |
| 仲和 | 1.5 | | | | |
| 利別川との合流点から上流1.6km右岸 | 1.6 | 足寄川 | | | |
| 利別川との合流点から上流0.9km左岸 | 0.9 | | | | |
| 足寄市街佐野川 | 1.9 | 佐野川 | | | |
| 大誉地 | 0.7 | 利別川 | 第２分団 | 第２分団長 | １６ |
| 螺湾 | 1.0 | 足寄川 | 第５分団 | 第５分団長 | １３ |
| 螺湾本町栄橋上流 | 0.5 | 螺湾川 | | | |
| 螺湾沢 | 2.7 | | | | |

２　水防計画の調査

本町の水防計画の調査は、足寄町防災会議が行うものとする。

# 第９章　水防活動

## 第１節　非常配備体制

１　足寄町（水防管理団体）の非常配備体制

本町の非常配備体制は、足寄町地域防災計画第３章第４節「非常配備体制」に定めるところに準じるものとする。

２　消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、町長（水防管理者）は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

(1)　出動準備

町長（水防管理者）は次の場合、消防機関に対し出動準備をさせるものとする。

ア　水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水等の危険が予想されるとき。

イ　水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。

ウ　河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあって、かつ出動の必要が予測されるとき。

エ　その他気象状況等により洪水の危険が予想されるとき。

オ　上記のほか、町長（水防管理者）が水防上必要があると認めるとき。

(2)　出動

町長（水防管理者）は、次の場合は、直ちに消防機関を、出動させ、警戒配置につかせるものとする。

ア　水防警報により出動の指令が発令されたとき。

イ　河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。

ウ　緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。

エ　上記のほか、町長（水防管理者）が水防上必要があると認めるとき。

## 第２節　警戒区域

１　警戒区域の指定

法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

２　警察官の警戒区域の設定

前項の場所においては、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## 第３節　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

町長（水防管理者）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めるものとする。（水防工法の解説：別表４（参考資料４頁～３２頁））

## 第４節　避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか足寄町地域防災計画第５章第４節「避難対策計画」の定めるところによる。

１　法第29条の規定により、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、

その命を受けた道の職員又は町長（水防管理者）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

町長（水防管理者）が指示をする場合においては、本別警察署長にその旨を通知するものとする。

2　町長（水防管理者）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を十勝総合振興局長に速やかに報告するものとする。

3　町長（水防管理者）は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

## 第５節　決壊通報

1　決壊の通報

法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、町長（水防管理者）、消防機関の長又はダム等の管理者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

2　堤防等の決壊通報系統図

堤防等の決壊通報系統図は次のとおりである。

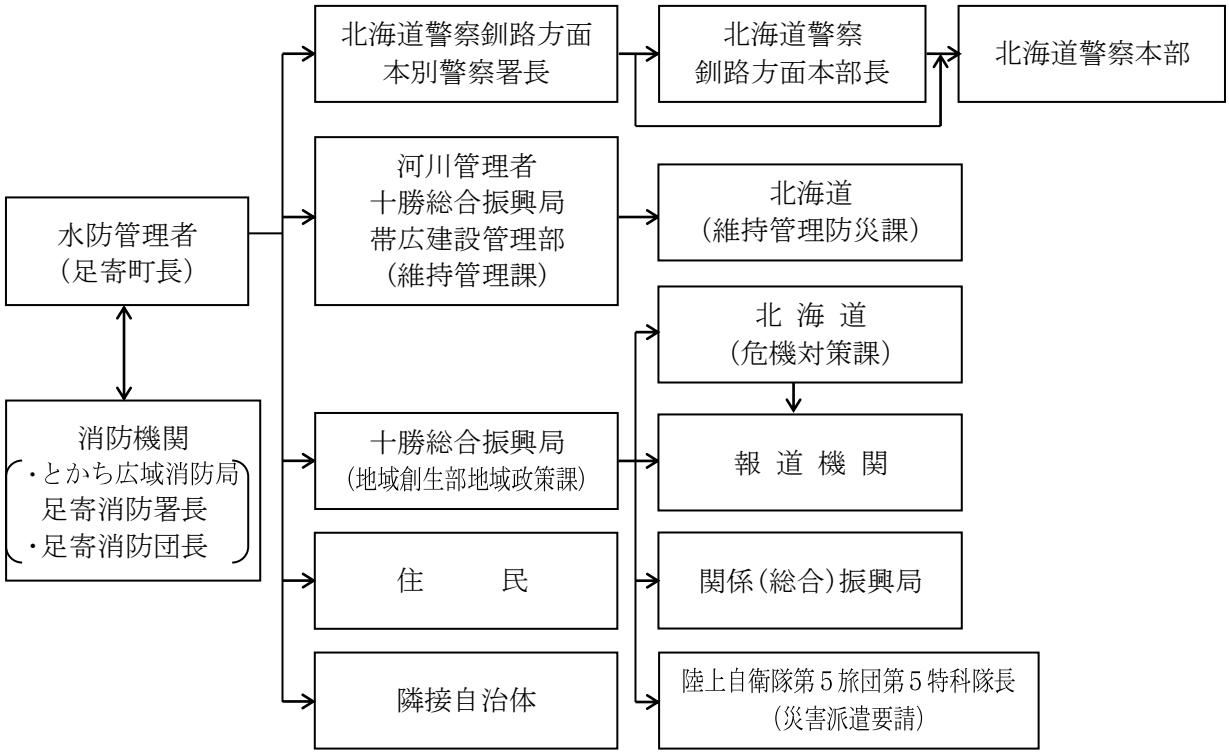


（注）　消防機関の長は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に順じ、通報を行うものとする。

3　異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は次のとおりである。

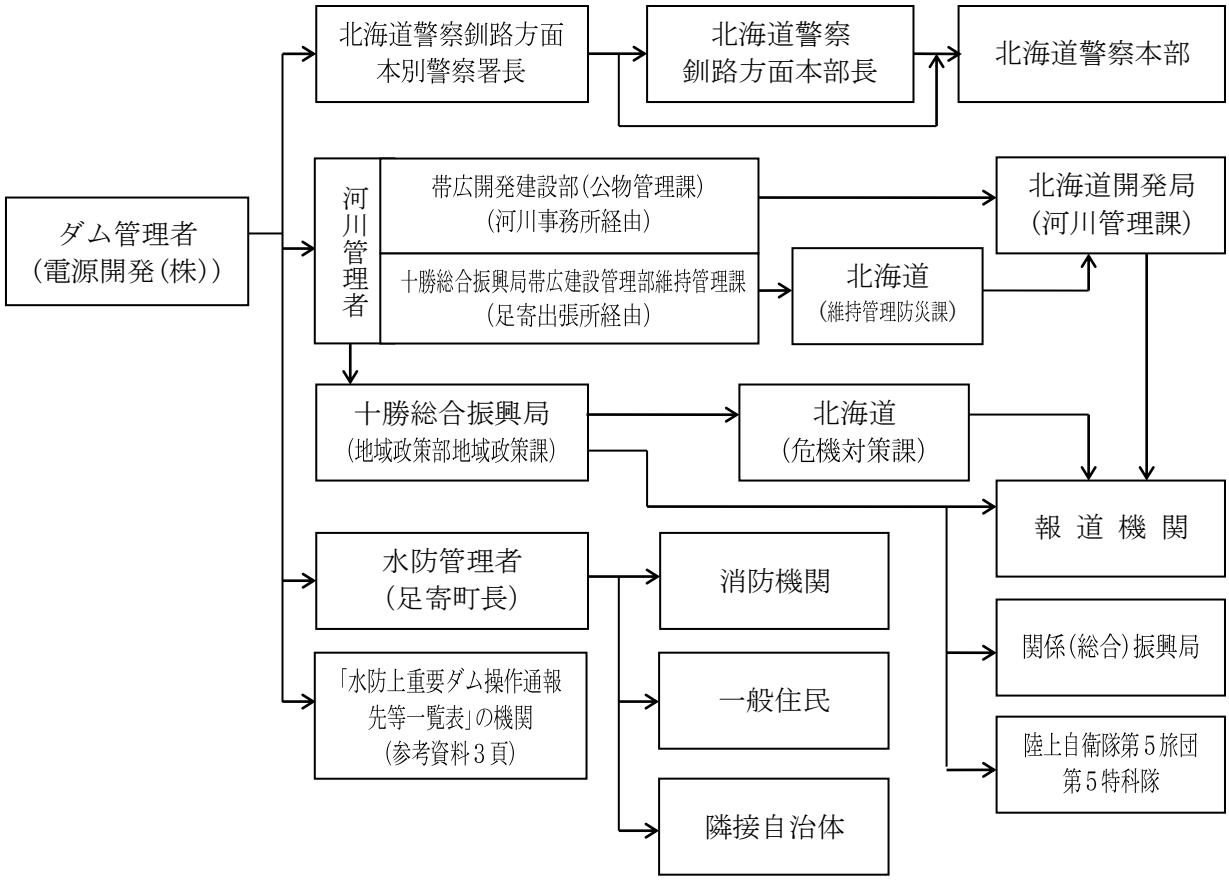


4　決壊後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

## 第６節　水防解除

町長（水防管理者）は、水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

# 第10章　協力及び応援

1　水防管理団体相互間の応援

法第23条第１項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、町長（水防管理者）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

法第23条第２項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は法第23条第1項の規定による応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

| 要請者 | 要　請　先　　（担　当） | 連絡先電話番号 |
|---|---|---|
| 水防管理者<br>（足寄町長） | 陸別町水防管理者　　（総務課長） | ０１５６－２７－２１４１ |
| | 本別町水防管理者　　（総務課長） | ０１５６－２２－２１４１ |
| | 池田町水防管理者　　（総務課長） | ０１５－５７２－３１１１ |
| | とかち広域消防局足寄消防署（消防課長） | ０１５６－２５－２６１９ |

2　警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法の規定に基づき本別警察署長に対して、警察官の出動などを求めることができる。

その方法等については、あらかじめ本別警察署長と協議しておくものとする。

| 応援協力を求める事項 | 要　請　者　（担当） | |
|---|---|---|
| 警戒区域への立入禁止等の措置 | とかち広域消防局足寄消防署長（消防課長） | 法　第２１条第２項 |
| 警察官の出動 | 水防管理者（総務課長） | 法　第２２条 |
| 警察通信施設の使用 | 水防管理者（総務課長）<br>とかち広域消防局足寄消防署長（消防課長） | 法　第２７条第２項 |

3　自衛隊の派遣要請の要求

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の２の規定により、水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、足寄町地域防災計画第５章第６節「自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、知事（十勝総合振興局長）に自衛隊の派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

(1)　災害の状況及び派遣要請を要求する事由
(2)　派遣を希望する期間
(3)　派遣を希望する区域及び活動内容
(4)　派遣部隊が展開できる場所
(5)　派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

# 第11章　水防信号、水防標識及び身分証票

## 第１節　水防信号

法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

| 方法／区分 | 警鐘信号 | サイレン信号 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 第１信号 | ○休止○休止○休止 | 5秒- 15秒　5秒- 15秒　5秒 -15秒<br>○-休止○-休止○-休止 | はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの |
| 第２信号 | ○－○－○<br>○－○－○ | 5秒- 6秒　5秒- 6秒　5秒- 6秒<br>○-休止○-休止○-休止 | 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの |
| 第３信号 | ○－○－○－○<br>○－○－○－○ | 10秒-5秒　10秒-5秒　10秒-5秒<br>○-休止○-休止○-休止 | 水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの |
| 第４信号 | 乱打 | 1分-5秒　1分-5秒　1分-5秒<br>○-休止○-休止○-休止 | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの |
| 備考 | ①信号は、適宜の時間継続すること。<br>②必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。<br>③危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとすること。<br>④地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。 | | |

## 第２節　水防標識

１　水防標識

法第18条の規定により知事の定めた水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。

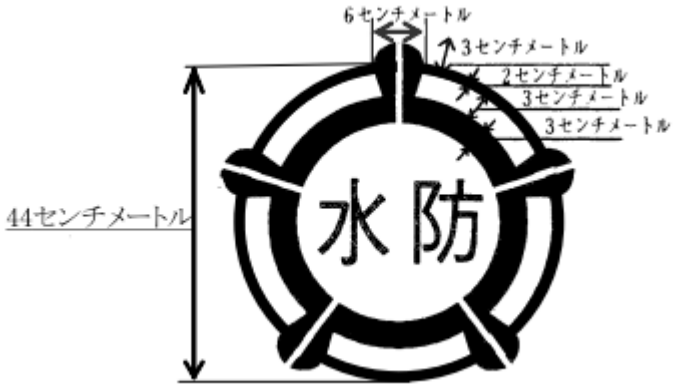


## 第３節　必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1　資料収集のための職員等の身分証明書

法第49条１項に定める業務を行うための町職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

表

| 水防立入検査証 |
|---|
| 所　属<br>職<br>氏　名<br>年　月　日<br>水防管理者　印 |

裏

| 注　意 |
|---|
| １．本書は、他人に貸与し若しくは贈与し又は勝手に訂正しないこと。<br>２．本書は、身分を失ったときには直ちに発行者に返還すること。<br>３．本書は、水防法第４９条第２項による立入票である。 |

# 第12章　費用負担と公用負担

## 第１節　費用負担

１　費用負担

法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

法第23条第３項及び第４項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

２　利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第１項、第２項及び第３項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

## 第２節　公用負担

１　公用負担

法第28条第１項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

(1)　必要な土地の一時使用
(2)　土石、木材、その他の資材の使用若しくは収用
(3)　車両その他の運搬用機器の使用
(4)　工作物その他の障害物の処分

２　公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、別記様式１に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

（別記様式１）

第　　号

公 用 負 担 命 令 権 限 委 任 証

住　所
職　名
氏　名

上記の者に　　区域における水防法第28条第２項の権限行使について委任したことを証明します。

平成　　年　　月　　日

委任者　　氏名　　印

３　公用負担の権限を行使する者は、別記様式２に定める証票を２通作成して、当該権限を行使する場合その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

（別記様式２）

第　　号

公　用　負　担　命　令　票

住　所
氏　名

水防法第28条第１項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

１　目的物
(1)　所在地
(2)　名　称
(3)　種　類（又は内容）
(4)　数　量

２　負担内容
（使用・収用・処分等について詳記すること）

平成　　年　　月　　日

命令者　職　氏名　　印

（日本工業規格Ａ４版）

４　損失補償

法第28条第２項の規定により、水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

# 第13章　水防報告

1　水防報告

町長（水防管理者）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに十勝総合振興局長に報告するものとする。

(1)　消防機関を出動させたとき

(2)　他の水防管理団体に応援を求めたとき

(3)　その他必要と認める事態が発生したとき

2　水防活動実施報告

(1)　水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに十勝総合振興局長に報告するものとする。

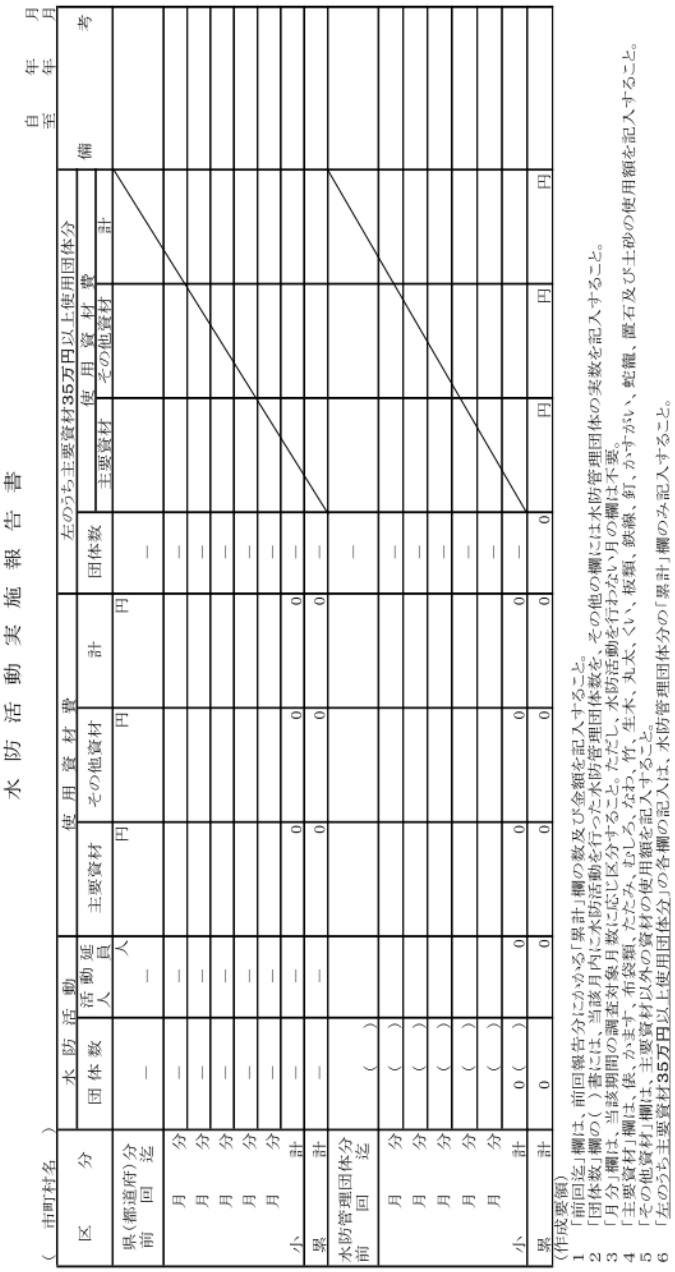

水防活動実施報告書

（　市町村名　）　　自　年　月　至　年　月

| 区分 | 水防活動 団体数 | 水防活動 活動人員 | 使用資材費 主要資材 | 使用資材費 その他資材 | 使用資材費 計 | 左のうち主要資材35万円以上使用団体分 団体数 | 左のうち主要資材35万円以上使用団体分 使用資材費 主要資材 | 左のうち主要資材35万円以上使用団体分 使用資材費 その他資材 | 左のうち主要資材35万円以上使用団体分 使用資材費 計 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 人 | 円 | 円 | 円 | | | | 円 | |
| 県(都道府)分 前回迄 | — | — | | | | — | | | | |
| 月分 | — | — | | | | — | | | | |
| 月分 | — | — | | | | — | | | | |
| 月分 | — | — | | | | — | | | | |
| 月分 | — | — | | | | — | | | | |
| 月分 | — | — | | | | — | | | | |
| 小計 | — | — | 0 | 0 | 0 | — | | | | |
| 累計 | — | — | 0 | 0 | 0 | — | | | | |
| 水防管理団体分 前回迄 | （　） | | | | | — | | | | |
| 月分 | （　） | | | | | — | | | | |
| 月分 | （　） | | | | | — | | | | |
| 月分 | （　） | | | | | — | | | | |
| 月分 | （　） | | | | | — | | | | |
| 月分 | （　） | | | | | — | | | | |
| 小計 | 0（　） | 0 | 0 | 0 | 0 | — | | | | |
| 累計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 円 | 円 | 円 | |

（作成要領）

1　「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2　「団体数」欄の（　）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3　「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。

4　「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、ただみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

5　「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

6　「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

# 第１４章　水防訓練

町（水防管理団体）は、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施するよう努めるものとする。

また、各関係団体が主催する水防研修や水防技術講習会へ職員等を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

# 第１５章　災害補償等

法第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障がいの状態となったときは、法第45条の規定により、町（水防管理団体）は、北海道市町村総合事務組合の市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和３２年２月１３日条例第１号）の定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

# 第16章　水防協力団体

1　水防協力団体の指定

法第36条第１項の規定により、町長（水防管理者）は、法人その他これに準ずるものとして、国土交通省令で定める団体で、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第36条第２項の規定により、町長（水防管理者）は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

2　水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

(2)水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供すること。

(3)水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(4)水防に関する調査研究を行うこと。

(5)水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

(6)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3水防を行う消防機関との連携

法第38条の規定により、水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携の下に上記２に掲げる業務を行うものとする。

# 第17章　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

1　浸水想定区域の指定

法第14条の規定により、北海道開発局及び北海道は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

2　浸水想定区域の指定公表状況

本町における水位周知河川の浸水想定区域の指定、公表状況は、次のとおりである。

| 水系名 | 河川名 | 浸水想定区域図公表年月 | 浸水想定ＨＰアドレス | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 十勝川 | 利別川 | H20.12.12 | http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/Hazerd-mappig.htm | 道管理河川 |
| | 足寄川 | H29.11.29 | http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/okk/Hazerd-mappig.htm | 道管理河川 |

3　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

法第15条第１項の規定により、足寄町防災会議は、足寄町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)水位到達情報の伝達方法

(2)避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3)浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「災害時要援護者」という。）が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

4　災害時要援護者施設における伝達方法

法第15条第２項の規定により、足寄町防災会議は、災害時要援護者が利用する施設（上記３に規定する施設）については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう水位到達情報の伝達方法を足寄町地域防災計画に定めるものとする。

5　洪水ハザーマップ等の配布等

法第15条第３項の規定により、町長は、足寄町地域防災計画において定めた上記(1)(2)(3)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の適切な方法により、各世帯に通知するものとする。

6　住民への周知

北海道は、洪水による浸水想定区域を公表し、洪水時の避難体制の整備の支援に努めるものとする。

足寄町の洪水ハザードマップについて、住民が提供を受けることができる状態にするため、以下のホームページへ掲載する。

＜参考＞

ホームページアドレス～http://www.town.ashoro.hokkaido.jp/